

『令和８年度 障害児（者）施設等の整備方針について』（令和７年４月１８日埼玉県福祉部障害者支援課策定）の３における主な評価のポイント
記

（１）重度障害児者の住まいの場の創設

①障害者入所施設

- ・非常用自家発電設備の有無
- ・入所を見込んでいる者についてグループホームでの対応が困難な状況など、真に施設入所が必要であることについての具体的な記載
- ・地域移行の支援に関する現在の法人の体制
- ・施設整備の必要性
- ・新たな入所施設における地域移行の体制及び計画内容

②障害児入所施設

- ・非常用自家発電設備の有無
- ・定員規模

③重度障害者が入居するために必要な設備を備えたグループホーム

- ・重度障害者に対応する設備の有無（施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備、スプリンクラー、非常用自家発電設備等。）
- ・併設型の短期入所の有無

（２）障害児者の住まいの場の大規模修繕・移転創設などの整備

○障害者入所施設の増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等
- ・入所定員の見直し内容
- ・地域移行等を進めるためのグループホーム創設の有無
- ・併設型の短期入所の有無

○障害児入所施設の増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等

○グループホームの増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等

（３）重度障害児者（重症心身障害児者、医療的ケア児者、強度行動障害など高度な支援が必要な障害者）を支援する新たな通所事業所の整備

①重症心身障害児・医療的ケア児を支援する障害児通所事業所及び児童発達支援センター（当該事業種別の事業所が設置されていない市町村における整備）

- ・当該事業種別の事業所が設置されていない市町村における整備

②重症心身障害者・医療的ケア者・重度障害者を支援するために必要な設備を備えた生活介護事業所

- ・重度障害者に対応する設備の有無（施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等）

（４）（１）～（３）の整備案件を含め、「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」、「次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱」の対象となる障害児者施設・事業所に係る全ての整備

- ・市町村計画への位置づけ
- ・当該圏域及び市町村における障害者福祉サービス等の充足率
- ・防災拠点として、市町村が策定する地域防災計画への位置づけ
- ・重度障害児者を支援するために必要な設備の設置
- ・短期入所の併設
- ・地域生活支援拠点としての位置づけ
- ・危険区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）かどうか
危険区域において新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じられるか
- ・非常用自家発電設備の整備（入所施設、グループホーム、医療的ケアが必要な利用者がいる通所事業所、市町村の防災拠点とされている通所事業所）
- ・ブロック塀等の改修整備